

【新設】（発行のために要した費用の額に含まれないものの例示）

2-3-62の2 次に掲げるような費用の額は、令第118条の5第2号（短期売買商品等の取得価額）の「発行のために要した費用の額」に含まれない。

- (1) 資金調達の目的で暗号資産を発行する法人が、当該暗号資産の発行に係る計画の設計（いわゆるホワイトペーパーの作成を含む。）等のために他の者へ支払うコンサルタント料、相談料又は顧問料
- (2) 自己が発行する暗号資産につき、令第118条の7第2項第1号（時価評価をする暗号資産の範囲）の措置をとるために要する費用又は同項第2号の信託財産とするために要する費用

【解説】

- 1 本通達では、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額とされる「発行のために要した費用の額」に含まれないものを例示している。
- 2 令和5年度の税制改正前においては、自己が発行することにより取得した暗号資産は購入により取得した暗号資産以外の暗号資産に該当し、その取得価額は、その取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額、すなわち「時価」とされていたのであるが、令和5年度の税制改正により、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額とされた（令118の5二）。
- 3 ここで、その発行のために要した費用の額には、どのような費用の額が該当するのか疑義がある。この点、企業会計基準委員会が令和4年11月7日に公表した第490回企業会計基準委員会の議事概要別紙の「検討」では、「暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産のうち、発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられるものは、第三者との取引が生じるまでは、資産を認識しないか、又は取得原価で資産を認識するという考え方がある。これらの考え方のいずれを採用すべきかどうかについて当委員会は結論を出していないが、いずれの場合も時価では評価されないと考えられる。」との見解が示されているが、自己が発行することにより取得した暗号資産の取得原価を構成するものが何かについては、会計上、明らかにされていない。
そこで、本通達においては、自己が発行することにより取得した暗号資産について、その発行に際して発生し得る費用のうち、法人が暗号資産を発行する背景や発行までの一連の手續に鑑み、その発行のために要した費用の額には含まれないと考えられるものの具体例を示すこととしたものである。
- 4 法人が、暗号資産の発行を通じて資金調達を行う場合、発行しようとする暗号資産とひも付く事業から生み出される財やサービスがその暗号資産の価値に反映されるという期待をもとに、その事業の遂行のために必要な資金を投資家から集めるという仕組みが一般的である。この

ような仕組みの中では、発行者自身に金融上の信用や担保がなくともその事業に価値があると認められれば大規模な資金調達が可能となることから、資本に乏しいスタートアップ企業の資金調達的手段として、いわゆる I C O (Initial Coin Offering) や I E O (Initial Exchange Offering) といった方法が多く用いられている。こういった方法で資金調達を行う場合、投資家に事業に対する価値を見出してもらう必要があるため、通常、暗号資産の発行者はその発行前に、事業の概要、発行する暗号資産に付与される有益性、発行数等の市場規模、販売方法等の詳細な事項が記載されたホワイトペーパーと呼ばれる計画書を公表することとなるが、このホワイトペーパーの作成を含め、事業の計画段階から暗号資産のマネジメントを専門とするコンサルタント業者が関与することは少なくない。こういったコンサルタント業者へ支払う報酬は、発行者にとって最終的に暗号資産を発行するためには必要な支出であるから、その発行との間に関連性があることは疑いがないのであるが、発行することにより取得した暗号資産の取得価額とされる「発行のために要した費用」であるかどうか疑問が生ずる。

5 この点、事業の計画から、制度設計、ホワイトペーパーの作成及び公表、暗号資産取引所への上場準備など、実際に資金調達が完了するまでの一連の手続の中で、暗号資産の発行自体はその最終局面において行われる一つの行為に過ぎないこと、すなわち、資金調達という目的のための手段であることに鑑みると、その「発行のために要した費用」とは、これら一連の手続の中で発生する費用の全てを含むわけではなく、発行という行為そのものに直接要した費用を指すと考えることが自然である。そこで、例えば、上記4におけるコンサルタント業者へ支払う報酬等は、発行という行為そのものに直接要した費用とはいえないことから、「発行のために要した費用」に含まれないことを本通達の(1)において明らかにしている。

なお、暗号資産の基となるトークンの生成には、ブロックチェーンのプログラムを基盤から作り上げる方法もあれば、一般に公開されている既存の暗号資産のプログラムを改変して作る方法もあり、後者の中には更に、その既存の暗号資産について広く一般に公開されているトークン生成用のサービスを利用することで数百円程度の僅かな手数料のみで生成することが可能な方法もある。この方法による場合、その数百円程度の金額が「発行のために要した費用」の額に該当することとなる。

6 また、令和5年度の税制改正において、法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産のうち、その時から継続して譲渡制限が付されているものは特定自己発行暗号資産とされ、期末における時価評価の対象から除外されたところ、その譲渡制限の方法として①他の者に移転することができないようにする技術的措置として一定の措置がとられていること（令118の7②一）又は②一定の要件に該当する信託の信託財産とされていること（令118の7②二）が規定された。このうち、①の技術的措置の例については、法人税基本通達2-3-67の2において明らかにしているところであるが、例えば、暗号資産の移転に必要な秘密鍵を第三者へ預ける場合には保管料や委託料といった費用が発生し得るし、また、②の暗号資産を信託財産とする方法による場合には信託会社への信託報酬や手数料等の費用の発生が想定される。

7 ここで、特定自己発行暗号資産はその発行の時から継続して譲渡制限が付されている必要があることから、法人は、自己が発行した暗号資産を特定自己発行暗号資産に該当させるために、発行と同時にこれらの譲渡制限の措置をとることとなる。しかし、発行と同時にその措置をとる場合であっても、暗号資産を発行するという行為と発行した暗号資産に譲渡制限を付すという行為はそれぞれ独立した別個の行為として捉えるべきであり、譲渡制限を付すために要した費用は「発行のために要した費用」とはいえない。したがって、上記6の保管料、委託料又は信託会社への信託報酬や手数料等といった、自己が発行した暗号資産に譲渡制限を付すための費用は、「発行のために要した費用」に含まれない。本通達の(2)では、そのことを明らかにしている。